

コスモポリタン^{かながわ}神奈川

- ともに^{つく}創る、ともに^く暮らす -

外国籍^{がいこくせき}県民^{けんみん}かながわ^{かながわ}会議^{かいぎ}（第4期^{だいき}）
最終^{さいしゅう}報告^{ほうこく}

2006（平成^{へいせい}18）年^{ねん}10月^{がつ}

ねん がつ にち
2006年10月30日

かながわけん ちじ まつざわ しげふみ さま
神奈川県知事 松沢 成文 様

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ
外国籍県民かながわ会議
いいんちよう にい
委員長 仁井 テリー

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第4期）最終報告について

たび とうかいぎ だい きいいん だいひょう さいしゅうほうこく ていしゆつ わたくし
この度、当会議の第4期委員を代表して最終報告を提出できますことは私に
めいよ よろこ
とって、名誉であり喜びであります。

かながわ ぜんこく さきが かいがい ぶんか げいじゆつ りょうり う い どくとく
神奈川は、全国に先駆けて、海外の文化や芸術、料理などを受け入れて、独特なコ
ふんいき じょうせい げんざい やく まんにん けんみん やく
スモポリタンな雰囲気醸成してきました。そして、現在、約880万人の県民のうち、約
まんんにん がいこくせき かたがた かながわけん えら せいかつ
16万人の外国籍の方々が神奈川県を選んで生活しています。

かながわけん ざいじゅう ざいきん ざいがく がいこくせきけんみん なか こうぼ せんこう へ ちじ
さて、神奈川県に在任・在勤・在学する外国籍県民の中から公募・選考を経て知事
いしよく わたくし だい きいいん くに ちいき めい こうせい ねん がつ
から委嘱された私たち第4期委員は、12の国・地域の19名で構成され、2004年11月
ねん がつ
から2006年10月までの2年間の任期中に合計16回の会議を開催したほか、提言を作成
ねん がつ
する際の参考とするための調査活動なども行いました。（p.25参照）

さい さんこう ちようさかつどう おこな さんしやう
例えば、横浜市立港中学校及び横浜市立いちよう小学校における外国籍児童・
たと よこはましりつみなとちゆうがっこうおよ よこはましりつ しょうがっこう がいこくせきじどう
生徒を対象とした国際教室や、ハローワーク藤沢に設置されている外国人雇用サー
せいと たいしやう こくさいきやうしつ ふじさわ せっち がいこくじんこやう
ビスコーナーを見学し、関係者に外国籍児童・生徒が抱える課題や外国人労働者への
けんがく かんけいしゃ がいこくせきじどう せいと かが かだい がいこくじんろうどうしや
就労支援の取組状況についてヒヤリング調査を行いました。

また、これまでの期にない初めての試みとして、川崎市外国人市民代表者会議、
あつきし がいこくせきしんみん こんわかいおよ ざい やまとしこくさい かきやうかい せっち たぶんかきやうせい かいぎ
厚木市外国籍市民懇話会及び（財）大和市国際協会が設置する多文化共生会議の
いいん みな いけん こうかんかい かいさい しちようそん がいこくじん おな かだい
委員の皆さんと意見交換会を開催し、どこの市町村でも外国人は同じような課題に
ちよくめん たが かいぎ じやうほう きやうゆう よ かいけつさく さく
直面していることや、お互いの会議が情報を共有すれば、より良い解決策を探れ
わ ひじやう いぎぶか
ることが分かり、非常に意義深いものとなりました。

さらに、委員以外の外国籍県民や日本人から意見等を聴取するため、オープン会議
いいん いがい がいこくせきけんみん にほんじん いたんとう ちやうしゆ かいぎ
を開催し、幅広い意見の集約に努めながら提言を練り上げました。

このほか、当会議の存在や活動を幅広くPRするため、多文化共生社会の実現に向
とうかいぎ そんざい かつどう はびひろ たぶんかきやうせいしやかい じつげん む
けて毎年開催される「あーすフェスタかながわ」にも積極的に関わり、展示ブースを
まいとしかいさい きかく さんか
開設したり、フォーラムの企画にも参加しました。

わたくし いいん ねんかん かいぎ かいぎ かいぎ かいぎ かいぎ
私たち委員は、2年間にわたり、さまざまな課題について協議・調査を重ねた上
で、17の提言として意見を集約し本報告書にまとめました。これらの提言は、外国
いけん しゆうやく ほんほうこくしよ ていげん がいこく
籍県民が抱える課題をすべて反映したものではありませんが、優先的に取り組んでい
せきけんみん かが かだい はんえい ゆうせんてき とく
ただきたい項目を掲げています。提言の主旨をご理解いただき、ぜひとも施策に反映さ
こうもく かが ていげん しゆし りかい はんえい
せていただきたいと希望しております。これからの神奈川県がより一層快適に暮らせる
きぼう かながわけん いっそうかいてき く
魅力的な地域になるよう、外国人も日本人も同じ神奈川県民として共に力を合わせて
みりよくてき ちいき がいこくじん にほんじん おな かながわけんみん とも ちから あ
いきたいと思ひます。

目 次

1	知事への提言	1
(1)	提言の背景・経緯	1
(2)	提言項目一覧	3
(3)	教育文化部会からの提言	5
	提言の趣旨	5
	就学案内の充実について	6
	学校教育における学習支援の充実について	7
	高校入試制度の改善について	8
	公立図書館の充実について	9
(4)	生活社会部会からの提言	10
	提言の趣旨	10
	外国籍県民の就労・雇用支援の強化について	11
	災害問題について	12
	医療通訳について	13
2	さらなる取組を期待する提言(第1期～第3期会議)	14
3	提言以外で協議・提案された事項	15
4	会議活動状況	18
5	参考資料	26
	・県内外国人登録者数及び推移	27
	・外国籍県民かながわ会議設置要綱	29
	・外国籍県民かながわ会議運営要領	32
6	委員名簿	34

1 知事への提言

(1) 提言の背景・経緯

外国籍県民の県政参加を推進することを目的として、8年前に外国籍県民が
わ会議が設置されました。この場をお借りして、県知事をはじめ、第4期の2年間をサ
ポートして下さった事務局の国際課の皆様へ感謝の意を述べさせていただきます。

第4期を終了するに当たって、会議の最終報告をいたします。まずは、今期のテ
ーマに掲げた「コスモポリタン神奈川～ともに創る、ともに暮らす～」について簡単に
説明いたします。国際的かつ洗練された神奈川県を一言で「コスモポリタン」と表現
することが適切だと結論に至りました。そして「ともに創る、ともに暮らす」とは、
一層魅力的な神奈川県を実現するために、外国籍県民を含めた県民全員の共同作業
が必要となるとの意味です。日本で他に例を見ない独自のコスモポリタンな雰囲気をも
たらず地域を一緒に創って暮らしたいと考えています。

次に会議についてご案内いたします。日本や神奈川県に暮らす「外国人」はワンパタ
ーンではありません。外国籍県民は、いわゆる「オールドカマー」と「ニューカマー」
それぞれ特徴的なプロフィールを有しています。それぞれのプロフィールの視点から見
ると、外国人たちが直面する問題やニーズは異なることが分かります。もちろん、
出身地や個人レベルではさらに異なります。外国人同士でも自分の経験と違う場合は
必ずしも理解し合えないです。そのため、第4期がスタートした時の最初は、19名委員
のさまざまな考えや優先的に取り上げたい課題を話し合っ、情報を交換する必要
がありました。第4期は12にも及ぶ国・地域の委員で構成されており、本会議自体が実
に多様な社会となっているため、相互理解を深めてから協議の方向付けや提言素案の
作成に取り組ましました。

2年の任期中には悩みもありました。さまざまな理由から途中で出席できなくな
った委員が数名いたことです。しかし、豊富な経験と豊かな表現力を持つ二人の副
委員長に支えられ、会議を順調に進めることができました。そして、ほとんどの委員
は仕事や勉強が忙しくても、忠実に会議に出席しました。委員の積極的な姿勢
や自由な発言、活発な協議が行われ、第4期は「参加型」の会議となりました。

さらに、今期は担当制を採用し、任期中に必要な作業であるニュースレター（本会議
の広報紙）の作成・翻訳や、あーすフェスタかながわの準備、オープン会議の運営な
ど、各委員は興味のある分野を自ら選んで、責任を持って役割を果たしました。こ
うした役割分担によって、各作業を順調に進めたりイベントを盛り上げたりするこ
うことができました。（p.34参照）

委員の中 心的な役割は言うまでもなく提言の作成ですが、本報告書に17の提言を
まとめました。これらは私たちにとって特別なことではなく、外国籍県民の生活基盤
を整備するための提言です。外国籍県民も自らの主体的な選択により生活したいと
考えており、すべてを行政に頼りたいとは思いません。教育文化部会及び生活社
会部会からの提言の趣旨については、本文にまとめて紹介していますが、生活基盤が
構築されることによって、外国籍県民が地域社会に積極的に参加し、貢献できる
状態になるのです。(p.5,10参照)

21世紀のキーワードは「コラボレーション(協力・共同作業)」です。本会議の
ような少人数の規模から県全体の大きい規模まで、より魅力的な神奈川県を創るた
め、みんなの協力、共同作業が必要です。その際には、私たち外国籍県民も
是非参加させていただきたいと思えます。

1998年に設置された外国籍県民かながわ会議の第4期を終了するに当たり、本日、
ここに17の提言を含む最終報告を提出いたします。これらの提言が実施されること
によって「コスモポリタン神奈川～ともに創る、ともに暮らす～」の実現にさらに近づ
くようになることを願っています。



第4期委員委嘱式終了後に松沢知事(中央)と記念撮影

(2) 提言項目一覧

教育文化部会からの提言

就学案内の充実について

提言1．外国籍の子どもが希望する学校に就学できるよう、外国籍の子どもの保護者向けの就学案内を作成し、地域の日本の学校だけでなく外国人学校の連絡先(名称、所在地、電話番号等)も掲載するよう市町村教育委員会に要請する。

提言2．就学案内が学齢期に達する外国籍の子どもの保護者に確実に届くよう市町村教育委員会に要請する。

学校教育における学習支援の充実について

提言3．日本語指導等協力者を増員するとともに、派遣回数を増やすなど、日本語教育に関する施策をより一層充実させる。

提言4．学習言語を効果的に習得させるため、地域国際化協会やNPO・ボランティア等と連携・協力を図りながら、来日後の一定期間、母語を活用した学習支援を行うよう市町村教育委員会に要請する。

提言5．子ども、保護者及びNPO・ボランティア等が、放課後に母語や日本語で交流を図れるよう学校の空き教室などの場を提供するよう市町村教育委員会に要請する。

高校入試制度の改善について

提言6．外国籍生徒が高校に入学しやすくなるように、公立高校の在県外国人特別募集の志願資格を緩和するとともに、外国籍生徒が多く住する地域の公立高校では必ず実施するよう高校入試制度を改善する。

公立図書館の充実について

提言7．外国籍県民が母国の言葉と文化に接するとともに、日本人も外国への理解を深められるよう、公立図書館に外国語の図書や日本語で紹介した外国に関する図書を配架した外国図書コーナーを増設する。

せいかつしゃかいぶかい ていげん
生活社会部会からの提言

がいこくせきけんみん しゅうろう こようしえん きょうが
外国籍県民の就 労・雇用支援の強化について

ていげん ていじゅう がいこくせきけんみん しゅうろう しえん ひつよう ぎじゅつ ちしき
提言8 . 定 住する外国籍県民の就 労を支援するために、必要な技術や知識を
しゅうとく しよくぎょうのうりよくかいはつ きかい せつきよくてき ていきょう
習 得できるよう職 業能力開発の機会を積極的に提供する。

ていげん せっち がいこくせきけんみん たい しゅうしよく
提言9 . ハローワークに設置されている外国籍県民に対する就 職サポートをよ
いっそうじゅうじつ くに はたら
り一層充 実するよう国に働きかける。

ていげん がいこくせきけんみん こよう そくしん きぎょう たい しえん おこな
提言10 . 外国籍県民の雇用を促進するため、企業に対する支援を行うとと
けいはつ じゅうじつ
もに啓発を充 実させる。

ていげん けんこうほけん ねんきんほけんおよ こようほけんせいど こくせき と こうせい じゅうなんせい
提言11 . 健康保険、年金保険及び雇用保険制度を国籍を問わず、公正かつ柔軟性
せいど がいぜん くに ようせい
のある制度に改善するよう国に要請する。

さいがいもんだい
災害問題について

ていげん さいがいじ そな きんきゅうひなん てび たげんご さくせい がいこくじんせたい
提言12 . 災害時に備え、緊急避難手引きを多言語で作成し、外国人世帯に
せつきよくてき しゅうち しちょうそん ようせい
積極的に周知するよう市町村に要請する。

ていげん さいがいじ きんきゅうじょうほう ていきょう ゆうせんほうそう つう
提言13 . 災害時の緊急情報を提供するため、有線放送やテレビ・ラジオを通
たげん ごほうそう さいがいようでんごん たげんごたいおう
じた多言語放送、災害用伝言ダイヤル(171)の多言語対応などについて、
しちょうそん かんけいきかん はたら
市町村や関係機関に働きかける。

ていげん さいがいつうやく たいせい こうちく
提言14 . 災害通訳ボランティアのネットワーク体制を構築する。

ていげん ちいきしゃかい きゅうえんきょうりよかつどう えんかつ おこな へいじ
提言15 . 地域社会における救 援協力活動が円滑に行えるよう、平時から
さいじゅうがいこくじん ちょうないかい じちかい と こ しえん
在 住外国人が町 内会や自治会などに溶け込んでいけるよう支援する。

いりょうつうやく
医療通訳について

ていげん いりょうつうやくはけん こうちくじぎょう じぞくかのう し く かくりつ
提言16 . 医療通訳派遣システム構築事業について、持続可能な仕組みとして確 立
いりょうつうやく はけん けいぞく かんけいきかん はたら
させ医療通訳の派遣を継続するよう関係機関に働きかける。

ていげん かくびょういん いりょうつうやく かつよう がいこくせきかんじゃ たい つうやく
提言17 . 各病 院が医療通訳を活用しやすくするため、外国籍患者に対する通訳
そち かが けいひ ほけんてきょう くに はたら
措置に係る経費について保険適用するよう国に働きかける。



かいぎ だいせいこう お あと きねんさつえい おさ いいん
オープン会議を大 成 功に終えた後、記念撮 影に収まる委員

(3) 教育文化部会からの提言

【提言の趣旨】

教育文化部会では、日本で育つ外国籍の子どもたちに対する教育問題の中でも、教育環境の整備やスムーズな進学への保障、そして母国の文化の継承について、重点的に協議してきました。

その結果、子どもたちの成長過程に合わせ、小学校入学時の問題、入学後の学習問題、高校進学問題、日本社会での自国の文化との触れ合いと、段階的に問題を提起し、提言をまとめました。

現場での取組状況や課題などを把握するため、外国籍児童生徒が多数在籍する横浜市立いちょう小学校を訪問し、国際教室を見学するとともに外国籍児童生徒及びその保護者に対する取組状況に関して聞き取りしました。横浜市立港中学校への訪問では、母語を用いた外国人児童生徒たちに対する支援の成果と課題について聞き取りました。また、(財)横浜市国際交流協会に訪問した際には、外国人教育相談から見える外国籍児童生徒や保護者たちが抱える問題点などを聞き取りました。

こうしたヒアリング調査やオープン会議などで寄せられた貴重な意見なども参考にしながら、提言をまとめました。



横浜市立港中学校の国際教室の様子
左：外国籍生徒の日本語指導にあたる国際教室担当の先生



右：中国語通訳ボランティアとペアで外国籍生徒の教科学習支援にあたる先生

しゅうがくあんない じゅうじつ
就 学案内の充 実について
 ていげん がいこくせき こ きぼう がっこう しゅうがく がいこくせき こ
提言 1 . 外国籍の子どもが希望する学校に就 学できるよう、外国籍の子どもの
 ほごしゃむ しゅうがくあんない さくせい ちいき にほん がっこう がいこくじんがっこう
保護者向けの就 学案内を作成し、地域の日本の学校だけでなく外国人学校
 れんらくさき めいしょう しょざいち でんわばんごうどう けいさい しちょうそんきょういくいいんかい
の連絡先(名 称、所在地、電話番号等)も掲載するよう市町村教 育委員会
に要 請する。
 ていげん しゅうがくあんない がくれいき たつ がいこくせき こ ほごしゃ かくじつ とど
提言 2 . 就 学案内が学 齢期に達する外国籍の子どもの保護者に確 実に届くよう
 しちょうそんきょういくいいんかい ようせい
市町村教 育委員会に要 請する。

りゆう はいけい
(理由・背景)
 もんぶかがくしゅう がいこくじん こ きょういく なか おお かない ふ
文部科学省は、外国人の子どもの教 育の中でも大きな課題となっている不
 しゅうがく もんだい ねんど はつ じったいちようさ の だ がいこくじん
就 学の問題について、2005年度に初の実態調査に乗り出した。外国人について
 しゅうがくきむ こくさいじょうやく にほん ひじゅん こ けんりじょうやく じょう
は就 学義務はないが、国際条 約で日本も批准する「子どもの権利条 約」上も
 きょういく きかい かくほ おお かない
教 育の機会を確保させることは大きな課題になっている。

がいこくせき こ も おや じょうほう ふそく げんご もんだい てつづ ふ な
外国籍の子どもを持つ親は、情 報の不足や言語の問題、手続きの不慣れなどで
 しゅうがく こ しゅうがく ばあい しゅうがくあんない ちいき
スムーズに子どもを就 学させられない場合がある。就 学案内に、どの地域に、ど
 がっこうまた がいこくじんがっこう ぐたいてき じょうほう ていきょう ちよくせつと
のような学校又は外国人学校があるという具体的な情 報を提供して直 接問い
 あ がいこくせき こ きぼう がっこう しゅうがく てだす
合わせができるようにすれば、外国籍の子どもが希望する学校に就 学できる手助
けとなる。

さい かながわけんこくさいこうりゅうきょうかい ねん がつ はっこう たげんごせいかつじょうほう
また、(財)神奈川県国際交 流協 会が2005年 3月に発行した「多言語生活情 報
 ていきょう りゅうつう げんじょう ねんどにゆうがくてつづ かん
の提 供・流 通～その現 状とこれから～」によると、2004年度入 学手続きに関
 ざいにちがいこくじん ほごしゃ たい しゅうがくあんない そうふ けんない しちょうそん
し、在日外国人の保護者に対し就 学案内を送付したのは県内37市町村のうち22
 しちょうそん がいこくせきじどうせいどう ざいせきりつ たか よこはまし かわさき
市町村であった。そのうち、外国籍児童生徒等の在 籍率の高い横浜市、川崎市、
 ふじさわし やまとし はだのし あやせし いせはらしあよ あつぎし し にほんごいがい げんご
藤沢市、大和市、秦野市、綾瀬市、伊勢原市及び厚木市の 8市が日本語以外の言語
 しゅうがくあんない さくせい いっぽう しゅうがくあんない そうふ しちょうそん
で就 学案内を作成している。一方、就 学案内を送付していない市町村のほと
 がいどう じどう てんにゆう さい まどぐち しよるい わた
んどは、該 当する児童がいなかったり、転 入の際などに窓口で書 類を渡しなが
 せつめい ちょうさけつか ほうこく
説明したりしているという調 査結果が報 告されている。

じょうきょう なか しゅうがくあんない そうふ しちょうそん かなら
このような状 況の中で、就 学案内を送付している市町村においても、必 ず
 しゅうがくたいしゅう ほごしゃ とど い てきせつ じき とら
しもすべての就 学対 象の保護者に届いているとは言えないため、適 切な時期を捉
 しゅうがくあんない かくじつ とど くふう しちょうそんきょういくいいんかい はたら
え、就 学案内を確 実に届けるための工夫をするよう市町村教 育委員会に 働 き
 ひつよう しゅうがくあんない かん ていげん だい きかいぎ ねん がつ
かけることが必要である。就 学案内に関する提言は第 1期会議(2000年10月)
 と あ とりく きたい
でも取り上げられているが、さらなる取組みが期待される。

学校教育における学習支援の実について
 提言3. 日本語指導等協力者を増員するとともに、派遣回数を増やすなど、
 日本語教育に関する施策をより一層充実させる。
 提言4. 学習言語を効果的に習得させるため、地域国際化協会やNPO・
 ボランティア等と連携・協力を図りながら、来日後の一定期間、母語
 を活用した学習支援を行うよう市町村教育委員会に要請する。
 提言5. 子ども、保護者及びNPO・ボランティア等が、放課後に母語や日本語
 で交流を図れるよう学校の空き教室などの場を提供するよう市町村
 教育委員会に要請する。

理由・背景

文部科学省の調査によると、神奈川県における日本語指導の必要な外国籍児童
 生徒数は2005年9月1日現在で2,219人（前年度比110.7%）で毎年増加傾向にあ
 り、全国では愛知県に次いで2番目に多く、外国籍児童生徒が在籍する公立学校
 も513校（前年度比111.5%）と全国で3番目に多い状況である。

こうした中で、日本語指導の必要な外国籍児童生徒に対しては、国際教室や
 日本語教室を設置して日本語指導が行われているが、外国籍児童生徒が5人未満
 の学校には国際教室担当の教員が配置されなかったり、日本語指導等協力者
 の人数の不足、派遣回数の制限などがあつたり十分とは言えない状況である。
 国際教室や日本語指導等協力者に関する提言は第2期会議（2002年10月）で
 も取り上げられているが、さらなる取組みが期待される。

小学生や中学生の時期に来日した子どもは、1、2年で日常会話で使用す
 る生活言語は習得できるが、学校の教科学習の理解に必要な学習言語まで
 習得しなければ授業についていくことは難しい。その結果、勉強が楽しくな
 くなり、学校が嫌いになって「学力低下」や「不登校」の問題につながるケース
 もあるため、学習言語まで習得できるよう支援することが望まれる。

横浜市教育委員会では、2004、2005年度に文部科学省の委嘱事業として、
 「外国人生徒の母語を生かした学習支援に関する調査研究」をテーマに、（財）
 横浜市国際交流協会（以下、Y O K Eと云う。）と連携し、国際教室の授業時
 に先生と母語が分かるボランティアによる教科学習支援を行っている。私た
 ち委員は、同調査研究の対象校の一つである横浜市立港中学校における
 国際教室を実際に見学し、関係者に聴き取りしたところ、生徒及び先生の双方
 に学習面や精神面で効果が挙がっているようだ。

このように、日本語を十分に理解していない外国籍児童生徒に対しては、初期
 の段階から日本語指導だけでなく、地域国際化協会、NPO・ボランティアなど
 と連携しながら母語による学習支援も行う必要がある。

また、外国籍の子どもだけでなくその保護者も母語で話し合う場があまりないた
 め、孤立していると考えられる。子どもや親同士が交流できたり、様々な悩み

をボランティアに相談できたりするようになれば、孤立を防ぎストレスも和らげることができる。

こうした問題を少しでも解決するためには、授業におけるサポートだけでなく、放課後の空き教室などを活用したサポートも必要であり、そのためには市町村教育委員会や地域国際化協会、NPO・ボランティアなどの連携・協力体制の構築が不可欠である。

高校入試制度の改善について
提言6. 外国籍生徒が高校に入學しやすくなるように、公立高校の在県外国人特別募集の志願資格を緩和するとともに、外国籍生徒が多く在住する地域の公立高校では必ず実施するよう高校入試制度を改善する。

(理由・背景)

高校入試制度に関する提言は第2期会議(2002年10月)でも取り上げられ、在県外国人特別募集を実施する公立高校も順次拡大しているが、現在7校しか実施しておらず十分とは言えない。

在県外国人特別募集には来日後3年以内という条件があり、募集枠を使用する外国籍生徒は限られている。3年という期間は、日常会話ができるレベルには達するものの、中学校の授業の内容がすべて理解できるほどではないため、「来日後3年以内」という期間を延ばすべきである。

また、実施校数が少ないのは、外国籍生徒にとってよりたくさんの困難をもたらしている。外国籍生徒が多く在住する地域の公立高校では、必ず外国人特別募集を実施すべきである。

なお、在県外国人特別募集以外でも、外国籍生徒が公立高校を受検することは可能である。入国後の在留期間が入學予定年度の4月1日現在6年以内の人については、中学校長からの受検方法等申請書の提出により、ルビ振り、時間延長及び別室受検という配慮がされているが、これだけでは十分とは言えない。

公立図書館の充実に
 提言7. 外国籍県民が母国の言葉と文化に接するとともに、日本人も外国への
 理解を深められるよう、公立図書館に外国語の図書や日本語で紹介した
 外国に関する図書を配架した外国図書コーナーを増設する。

(理由・背景)

外国籍県民が自らのアイデンティティを認識するために、母国の文化と言葉に
 触れることは重要な問題であり、公共の場としての図書館の果たす役割は大き
 い。

(財)神奈川県国際交流協会が2005年3月に発行した「多言語生活情報
 提供・流通～その現状とこれから～」によると、県内にある78の公立図書館
 に対する調査を行った結果、回答のあった61館中25館が「外国語資料コーナー」
 を有していたとする報告がされている。在住外国人の必要言語への配慮を行う
 など地域の特長を反映した収集が行われている図書館もあるようだが、県内
 全域でこうしたコーナーの設置が進めば、外国籍県民にとって非常に有益となる。

第3期会議(2004年10月)でも、外国語の図書の充実に
 いるが、より具体的に外国図書コーナーを設置すれば利用者にも便利になる。同コ
 ーナーに日本語で紹介した外国に関する図書も併せて配架することで、日本人
 も外国への理解を深められるようになる。

公共施設としての図書館が、外国籍県民が自国の文化と言葉に触れ合う場、
 日本人が外国を理解する場としての役割を果たせるようにすることが望まれる。



左：オープン会議で来場者の質問に答える委員



右：川崎市外国人市民代表者会議、厚木市外国籍市民懇話会及び多文化共生会議((財)
 大和市国際化協会設置)の委員と行った意見交換会の様子

(4) 生活社会部会からの提言

【提言の趣旨】

生活社会部会では、相談窓口や情報提供などさまざまな課題がある中で、特に緊急性を要し優先的に取り組んでいただきたいものに焦点を絞り、重点的に協議を行ってきました。

その結果、外国籍県民の生活基盤を支える就労・雇用支援、いつ起こるか分からない大規模地震などの災害に備えた支援及び健康や生命に係わる医療通訳の問題を提起し、提言を作成することにしました。

そこで、現場での取組状況や課題などを把握するため、資料調査とともに外国人雇用サービスコーナーが設置されているハローワーク藤沢を訪問し、外国人労働者への就労支援の取組状況などについて聴き取りを行いました。

こうしたヒアリング調査やオープン会議などで寄せられた貴重な意見なども参考にしながら、提言をまとめました。



ハローワーク藤沢の外国人雇用サービスコーナーの様子

外国籍県民の就労・雇用支援の強化について

提言8. 定住する外国籍県民の就労を支援するために、必要な技術や知識を習得できるよう職業能力開発の機会を積極的に提供する。

提言9. ハローワークに設置されている外国籍県民に対する就職サポートをより一層充実するよう国に働きかける。

提言10. 外国籍県民の雇用を促進するため、企業に対する支援を行うとともに啓発を充実させる。

提言11. 健康保険、年金保険及び雇用保険制度を国籍を問わず、公正かつ柔軟性のある制度に改善するよう国に要請する。

(理由・背景)

外国籍県民の人口は年々増加するとともに、その定住化傾向が高まっている。生活のため仕事をするのは不可欠であるが、厳しい雇用情勢の中で外国人も日本人と同様に就職が難しくなっているのが現状である。

しかしながら、上記の提言のような工夫をすることによって、神奈川県に暮らす外国籍県民は自立し、社会に貢献できる立場になれるように思われる。

県内に定住する永住者、定住者、及び日本人の配偶者等の在留資格を有する外国籍県民が生活費を稼げるよう、就職に結び付く技術や知識を取得する必要がある。日本語の勉強をはじめ、仕事に役立つ研修やトレーニングなどを県内の民間学校やNPO、NGOなどと協力してシステムを設置し、多くの外国籍県民が就職できるよう支援してほしい。

また、ハローワークに設置されている外国籍県民就職サポートをさらに充実させることも必要だ。現在、県内には6箇所のハローワークで外国人雇用サービスコーナーが設置され、通訳を配置した職業相談等が行われているが就職率は高いとは言えない。外国籍県民の就職率の向上を図るため、就職率の目標を設定し、専門の職員がマンツーマンで職業紹介や就業指導などを行うことを提案する。

さらに、企業に対しても外国人の積極的な雇用を促進するための支援を行うことが必要である。また、雇用環境の整備に関する提言は第2期会議(2002年10月)でも取り上げられ、県では、県教育委員会や神奈川県労働局とともに外国人就職差別問題啓発セミナーを年1回開催するなど意識啓発に努めているが、雇用側の意識や理解をより一層向上させる取組みが望まれる。

国民健康保険の場合、外国人登録を行い、入国時に決定された在留期間が1年以上あることを加入の要件としている。また、雇用保険の場合、外国人の在留資格を喪失すれば、直ちに日本から離れることとなり、保険を受けることができなくなる。さらに、年金制度は滞日期間の短い外国人にとって掛け捨てになることもある。これらの状況を改善することが必要である。日米年金通算協定など、国際条約による年金などの通算制度を確立している実例もいくつかあり、

そうした協定を他の諸国とも締結することができれば、外国人にとって大きな前進となる。日本の社会保障制度は、外国人にとってかなり複雑なため、国籍を問わず、公正かつ柔軟性のある制度に改善すべきである。

災害問題について
提言12. 災害時に備え、緊急避難手引きを多言語で作成し、外国人世帯に積極的に周知するよう市町村に要請する。
提言13. 災害時の緊急情報を提供するため、有線放送やテレビ・ラジオを通じた多言語放送、災害用伝言ダイヤル(171)の多言語対応などについて、市町村や関係機関に働きかける。
提言14. 災害通訳ボランティアのネットワーク体制を構築する。
提言15. 地域社会における救援協力活動が円滑に行えるよう、平時から在住外国人が町内会や自治会などに溶け込んでいけるよう支援する。

理由・背景

1995年1月の阪神・淡路大震災の教訓を生かし、外国人登録者数が全国で4番目に多い神奈川県において、災害時の緊急避難に備えて外国籍県民に対するサポートが急務である。

地震が発生した時の行動や普段の対策、また、肌の色や言葉などが違って差別せずお互いに助け合う気持ちが大切だという意識啓発などを記載したイラスト付の分かりやすい緊急避難手引きを、多言語で作成することが大切である。こうした手引きなどは、既に県や一部の市町村でも発行されているが、すべての市町村で広く外国人世帯にも行き渡るよう定期的な周知するなど積極的な取組みを行う。

また、日本語が十分に理解できない方に被害状況や避難場所等の緊急情報を提供するため、有線放送やテレビ・ラジオを通じた多言語放送を実施するよう市町村に働きかけてほしい。民間の災害用伝言ダイヤル(171)を多言語対応にするよう関係機関に働きかけることも有効である。

さらに、外国人と日本人の間では、言葉や生活習慣の違いから摩擦やトラブルが生じやすいため、災害時に即時に対応できる通訳ボランティアを確保しておくことが必要である。そのためには、平時から常時募集して登録を呼びかけるなど災害通訳ボランティアのネットワーク体制を構築しておくことが大切である。

災害通訳ボランティアだけに頼るのではなく、各地域ごとに外国人と地域住民が助け合いながら避難できるよう、例えばバディ・システム(二人組のペアを作っ互いに注意を払うという協力方法)のような仕組みを作ることが望まれる。そのためには、普段からお互いの存在を認識できるよう、行政が地域の町内会や自治会などと連携・協力して外国人が地域に溶け込んでいけるよう支援する必要がある。

医療通訳について

提言16. 医療通訳派遣システム構築事業について、持続可能な仕組みとして確立

させ医療通訳の派遣を継続するよう関係機関に働きかける。

提言17. 各病院が医療通訳を活用しやすくするため、外国籍患者に対する通訳措置に係る経費について保険適用するよう国に働きかける。

(理由・背景)

医療通訳等の整備に関する提言は第1期会議(2000年10月)で取り上げられ、関係団体による検討委員会の設置やモデル事業の実施を経て、2003年度からは「かながわボランティア活動推進基金21」(以下、「基金21」という。)を活用した特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ(以下、「MICかながわ」という。)と県との協働事業として医療通訳派遣システム構築事業が実施されている。現在、県内の中核病院を中心とした16の協力病院から派遣依頼を受けて、医療通訳ボランティアを派遣しており、「MICかながわ」は派遣実績に基づき、原則、1件当たり3,000円を医療通訳ボランティアに支払っている。この事業は、関係者の医療通訳に対する認知度を高め、支持を集めることに主眼を置いているため、患者、医療機関双方に経済的負担を求めない方法で展開している。

2005年度の通訳派遣件数は、1,968件で昨年度と比較して約1.3倍の伸び率となっており、数多くの外国籍県民のニーズがあることが分かっている。

しかしながら、「基金21」の協働事業は、最長で5年間を限度としており、2007年度で最終年度を迎えるため、「基金21」による協働事業終了後のあり方については、関係機関で協議・検討されているようだが、引き続き、このシステムを自立したものとして継続することが必要である。

他方、これまで本事業を運用してきた中で、外国籍県民が集住している県央地域に暮らす外国籍患者の利用件数が多いことや、スペイン語の通訳のニーズが高いことも分かっており、システム自体の有効性の問題もあるため、個別に病院が通訳を雇う方法も考えられる。

しかしながら、国が定める医療保険制度では、通訳派遣に係る経費は保険の対象にしていない。病院が外国籍患者を診察する際に通訳を活用しやすくするよう、通訳派遣に係る経費について保険適用するよう国に働きかけることも重要だ。県保健医療計画では、「県民が、いつでも、どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを身近なところで受けられる」ことを基本原則としている。日本語が分からない外国籍県民にとって、医療は健康や生命に関わる問題であり、医療通訳は極めて重要である。

2 さらなる取組を期待する提言（第1期～第3期会議）

(1) 教育文化関連の提言

外国人学校について（第1期会議）

- 提言1 外国人学校の卒業生に国立大学の受験資格を付与すべく国へ要請する。
（文部科学省は2003年9月に一部の外国人学校の卒業生を除き受験資格を認めた。）
- 提言2 外国人学校への助成を充実させる。

「多文化共生教育」の推進について（第2期会議）

- 提言1 国際理解教室や総合的な学習の時間においては、様々な国・民族、特に、学校に在籍する外国籍児童・生徒の国・民族の生活、文化を理解し、それを学校全体で受け入れられるようにするなど、「多文化共生教育」を推進する。
- 提言2 国際教室を外国籍児童・生徒の生活、文化などを他の児童・生徒が理解する場として活用するなど、国際教室と国際理解教室の連携を図り、「多文化共生教育」を推進する。
- 提言3 国際理解教室や総合的な学習の時間に、地域に住む外国籍県民を積極的に参加させるなど、地域に根ざした「多文化共生教育」を推進する。

外国人学校について（第3期会議）

- 提言8 外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置法人を特定公益増進法人として等しく認めるよう国に要請する。

(2) 生活社会関連の提言

外国籍県民のための総合相談窓口の設置について（第3期会議）

- 提言1 外国籍県民などによる外国籍県民のための総合相談窓口を設置する。
- 提言2 県や市町村、関係諸機関は総合相談窓口情報提供を行い、総合相談窓口の情報提供機能を支援する。

県政への参加について（第3期会議）

- 提言4 永住外国人に地方参政権を付与するよう国に要請する。
- 提言5 住民投票制度を創設する場合には、永住外国籍県民にも住民投票権を付与する。

3 提言以外で協議・提案された事項

以下の項目は、第4期外国籍県民かながわ会議で、提案があり何回かにわたり協議したが、具体的な提言として盛り込むには至らなかったり、提案があったものの十分協議できなかつたりしたものである。

【協議された事項】

外国籍県民のための情報提供の強化について

(提案理由)

- 県や市町村が提供している行政情報が外国籍県民には届きにくく、仮に届いたとしても日本の制度に慣れていない外国人にとって、情報の内容が理解しづらい面がある。また、外国籍県民に対して、必要な時に必要な情報が届きにくいのが現状である。

(トピックス)

- 例えば、年金制度の情報や日本で生まれたニューカマーの子どもに対する教育情報、病院で適切な治療を受けるための医療情報、鉄道やバスの乗り換えなどの案内表示などが挙げられる。

(具体的な提案)

- 行政広報紙の多言語化や情報の伝達方法としての町内会や自治会の活用、県広報紙「県のたより」に、多言語による生活情報を掲載したホームページの案内を多言語で表記するとともに、そのホームページアドレスを掲載するなどが考えられる。
- 役所に行かなくても行政情報を受け取れる方法を検討したい。
- 多言語行政情報の効果的な配布場所について具体的に協議したい。

(提言を検討する場合の視点)

- 情報に関するこれまで提言を踏まえ改善方法を検討する。
- 外国籍県民が抱えている課題は、日本人にも共通することも多いため、日本人にも住みやすい神奈川につながることを意識して協議していきたい。こうした視点から提言を作成すれば、行政も提言の施策化を進めやすい。
- 情報を得るためには、外国人自身が地域社会の一員として、積極的に地域住民とコミュニケーションを図ることが大切だ。
- より効果的・効率的な情報提供のあり方は大きな課題であるため、これまでの提言にない創造的な発想やアイデアを出していきたい。

救急・緊急時の多言語サービスについて

- 救急医療や災害現場などでの通訳対応が効率的に行えるよう、関係機関や通訳者との連携の下、遠隔地からでも通訳対応が可能な「電話による通訳システム」を構築する。具体的には、NPO愛知ネットという団体が実施している『いっつもトーク』（IP電話による電話通訳）のように、救急時の電話による医療通訳などが実施されている例があり、こうした団体と連携を図る方法が考えられる。

外国籍住民生活実態調査について

- 外国籍県民の高齢化問題は、これから提起されていくと考えられる。いわゆるオールドカマーと呼ばれている朝鮮・韓国籍や中国籍を持つ一世、二世の方々を抱える生活上の不自由さや不便さ、制度上の問題点など生活把握をするため、定住外国人が多く生活する地域でアンケート調査を行うなど、外国籍高齢者の生活実態を把握して課題を整理するべきだと思われる。

マスメディアの意識改善について

- 外国人に対する理解不足は、すべてのテーマに共通する問題なので、解消する方策を検討したい。
- 外国人に対する偏見というよりは、外国人がピックアップされやすいということが問題だ。
- 例えば、神奈川県を放送対象地域とする放送局であるテレビ神奈川などを通じて、この会議を含め県の多文化共生の取り組みを取り上げてもらえれば、広く県民に外国籍に対する理解を深めることができる。

[提案された事項]

これまでの提言の施策化に向けた検討について

- 第1期から第3期までの外国籍県民かながわ会議では、さまざまなテーマについて協議され合計で54の提言が提出されているが、第4期ではこれまでの提言を実現するために、さらに掘り下げていく作業が出来ればいい。

外国人自身に対する提案について

- 外国人自身が神奈川県の魅力（文化など）を高める方法を検討したい。
- 日本にいる外国人、特に若者の非行や犯罪について、事例などを通じて防止策を協議したい。
- 外国人が日本に来て住みやすい社会（多民族共存社会・多文化共生社会）を実現するために、外国人が出来ることを考え、外国人同士の意思疎通を図るとともに問題意識の共有化を拡大する必要性を感じる。
- 国際教室の活用や国際交流イベントの開催等を通じて、地域の多文化共生や国際化に貢献したい。

外国籍の子どもの保育について

- 第1期から第3期の提言では、小学校や中学校、高等学校に関する素晴らしい提案はあったが、保育園に関する提案は見当たらない。日本は、少子化が急速に進んでいるため、外国籍の子どもに対する保育施設の充実や保育環境の改善などを提案したい。

母国の文化を継承するための環境作りについて

- 外国人学校などに民族楽器や民族衣装、民族図書などを充実させるため、県は積極的に支援してほしい。
- 日本の子どもたちとの文化交流を積極的に取り組むことが大切だ。

にゅうこくかんりせいさく
入 国管理政策について

- ・ 入 国管理政策に関して、人権を重視した柔軟性のある政策が進むことを望む。

がいこくじんけんしゅうせいせいど
外国人研修生制度について

- ・ 外国人研修生を受け入れている企業が、本来の目的から逸脱して、安い労働力を利用して単純労働に従事させている現実があり、日本に在住する外国人労働者の働く場を圧迫しており問題だ。

いりょうもんだい
医療問題について

- ・ 救急医療体制を整備するため、県下のすべての病院に医療通訳派遣制度を活用するよう周知するとともに、地域ごとに医療通訳に対応するための人材育成を支援する。
- ・ 外国籍県民のためのソーシャルカウンセラーを育成するとともに、そうした人材を育成するための組織を整備する。
- ・ 医療機関、福祉機関及び教育機関との円滑な連携を図るためのネットワークを構築する。
(例：病院 MSW 福祉関係機関 保健所 児童相談所 学校 通訳 親)

たぶんかきょうせい こくさいせいゆた けん
多文化共生と国際性豊かな県づくりについて

- ・ 外国籍県民の視点から、神奈川の文化の保存や街づくり、外国籍県民及び外国観光客に対して便利で分かりやすい案内表示などについて提案したい。

とあ がいこくせきけんみんどうし こうりゅう
スポーツを通じた外国籍県民同士の交流について

- ・ 交流を促進する方法はいろいろあるが、言葉の要らないスポーツを通じた交流は効果的だ。例えば、国籍でチーム分けするのではなく、住んでいる地域でチーム分けを行えば、練習時からお互いに接することができ交流が促進される。同じ地域に住む外国籍県民同士が知り合えるきっかけにもなり、地域の交流と連帯の促進を図れる。

4 会議活動状況

(1) 会議開催状況 (本会議16回、予備会議3回)

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	きょうぎないよう 協議内容
1	2004.11.23(火) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<ul style="list-style-type: none"> 事務局から、会議の目的や運営方法等を説明 今後の会議日程について 会議に先立ち、委員委嘱式を実施
2	2004.12.18(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<ul style="list-style-type: none"> 事務局から、第1期～第3期提言に係る施策化検討状況等を説明 委員長及び副委員長の選出について 今後取り組むべきテーマについて
3	2005. 2.26(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<ul style="list-style-type: none"> 今後取り組むべきテーマについて 委員辞任に伴う委員補充について協議し、委員を補充することに決定 委員辞任に伴い委員長及び副委員長の選出について再度協議し決定 あーすフェスタかながわ2005における会議の関わり方について ニュースレターの発行について協議し、翻訳担当者を決定 今後の会議を円滑に運営していくために、会議開催日の1週間前位前に正副委員長と事務局の間で事前打合わせを行うことを決定
4	2005. 3.12(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<ul style="list-style-type: none"> 今後取り組むべきテーマについて あーすフェスタかながわ2005における会議の関わり方について協議し担当者を決定 オープン会議の開催に向けた取組みについて 川崎市外国人市民代表者会議との連携について協議し担当者を決定 ニュースレターの発行について
5	2005. 4.16(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<ul style="list-style-type: none"> 事務局から、第1期～第3期提言に係る施策化検討状況等を説明 今後取り組むべきテーマについて協議し、情報、教育、文化及び労働の各テーマを取り上げることを決定 第4期会議が目指す社会のイメージについて ニュースレターの発行について あーすフェスタかながわ2005における企画内容について オープン会議の開催に向けた取組みについて

かい 回	かいさいび 開催日・場所	きょうぎないよう 協議内容
6	2005. 5.28(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<ul style="list-style-type: none"> • 委員長から、外国人向けの防災マップを6カ国語で作製した藤沢市の取り組みを報告 • 事務局からは、県国際交流協会が作成した報告書「多言語生活情報の提供・流通～その現状とこれから」の概要を報告 • テーマに応じて、教育文化部会と生活社会部会を設置するとともに、各部会の正副部長を決定 • 事務局から、ニュースレターの発行状況について説明 • あーすフェスタかながわ2005(5/14、15実施)における「ブース展示」、 「外国籍県民フォーラム」及び「しゃべり場」の開催状況を報告
7	2005. 7. 9(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<p>ぜんたいきょうぎ 全体協議</p> <ul style="list-style-type: none"> • (財)神奈川県国際交流協会職員から、同協会が作成した報告書「多言語生活情報の提供・流通～その現状とこれから」の抜粋版概要を説明 • 委員長から、(財)自治体国際化協会(CLAIR)がホームページで提供している多言語生活情報(13言語対応)を紹介 <p>ぶかいべつきょうぎ 部会別協議</p> <p>きょういくぶんかぶかい 教育文化部会</p> <ul style="list-style-type: none"> • 日本語教室や母国語教室の充実、外国人学校の支援、 外国籍児童生徒の保護者の支援(就学案内など)、国際理解 教育(文化交流など)の充実、教育文化に関する情報 などについて <p>せいかつしゃかいぶかい 生活社会部会</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生活支援(住まい、医療、災害、交通)労働問題、地域参加、外 国籍県民生活実態調査、生活社会に関する情報などに ついて <p>ぜんたいきょうぎ 全体協議</p> <ul style="list-style-type: none"> • 川崎市外国人市民代表者会議の他、県内市町村等が設置して いる外国籍会議委員との意見交換会の開催について • 事務局から、県が6月に公表した「神奈川県力構想・白書2004」 の外国籍県民支援施策に係わる部分の概要を説明

かい 回	かいさいび 開催日・場所	きょうぎないよう 協議内容
8	2005. 9.10(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<p>ぜんたいきょうぎ 全体協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ふくいんちよう あつぎしがいこくせきしめんこんわかい ほうちよう かんそう ・副委員長から、厚木市外国籍市民懇話会を傍聴した感想を報告 いんちよう ・委員長から、シンポジウム「ローカル・マニフェストで議会が変わる」に参加した感想を報告 いんちよう ちじ ていしゆつ さいしゅうほうこく さくせい ・委員長から、知事に提出する最終報告の作成イメージや部会別協議の進め方について説明 <p>ぶかいべつきょうぎ 部会別協議</p> <p>きょういくぶんかぶかい 教育文化部会</p> <ul style="list-style-type: none"> にほんごきょうしつ ほんこくごきょうしつ じゅうじつ がいこくせきじどうせいと ほごしゃ ・日本語教室や母国語教室の充実、外国籍児童生徒の保護者の支援(就学案内など)、国際理解教育の充実について <p>せいかつしゃかいぶかい 生活社会部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ろうどうもんだいおよ がいこくせきじゅうみんじつたいちようさ ・労働問題及び外国籍住民実態調査について <p>ぜんたいきょうぎ 全体協議</p> <ul style="list-style-type: none"> かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ほか けんないしちょうそんとう せつち ・川崎市外国人市民代表者会議の他、県内市町村等が設置している外国籍会議委員との意見交換会の開催について
9	2005.11.12(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<p>ぜんたいきょうぎ 全体協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ふくいんちよう かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ こうりゅうかい ・副委員長から、川崎市外国人市民代表者会議オープン交流会の概要を報告 ふくいんちよう かいぎかいさい む ていげんこっしあん さくせい ・副委員長から、オープン会議開催に向けた提言骨子案の作成方法について説明 <p>ぶかいべつきょうぎ 部会別協議</p> <p>きょういくぶんかぶかい 教育文化部会</p> <ul style="list-style-type: none"> がいこくせきじどうせいと ほごしゃ かが かだい はあく ・外国籍児童生徒や保護者が抱える課題を把握するためのヒアリング調査について がいこくせきじどうせいとおよ ほごしゃ しゅうがくあんない こくさいりかいきょういく ・外国籍児童生徒及びその保護者、就学案内、国際理解教育、外国人学校、公立図書館、日本語教育について <p>せいかつしゃかいぶかい 生活社会部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ろうどうもんだい かが ちようさ ・労働問題に係るヒアリング調査について ろうどうもんだい さいがいもんだい きゅうきゅういりようもんだい こうれいしゃ たいしょう ・労働問題、災害問題、救急医療問題、高齢者などを対象にした生活実態調査について <p>ぜんたいきょうぎ 全体協議</p> <ul style="list-style-type: none"> いけんこうかんかい かいさいじゅんび ・意見交換会の開催準備について

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	きょうぎないよう 協議内容
10	2005.12.10(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	ぜんたいきょうぎ 全体協議 ふくいんちよう 副委員長から、「かながわがいにくじんきょういくそうだん かんけいしゃ たい かながわ外国人教育相談」関係者に対す るヒアリング調査(11/26実施)の概要報告 いいんちよう 委員長から、いけんこうかんかい しんこうおよ かくいん さくせい ていげん 意見交換会の進行及び各委員が作成した提言 こっしあん かくにん 骨子案を確認 ・オープン会議の開催方法について ・ニュースレターの発行について ・予備会議の開催について いけんこうかんかい 意見交換会 ほんかいぎ ていげんこっしあん かわさきしがいにくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ・本会議の提言骨子案について、川崎市外国人市民代表者会議、 あつしがいにくせきしみん こんわかいおよ たぶんかきょうせいはいぎ ざい やまとし 厚木市外国籍市民懇話会及び多文化共生会議((財)大和市 こくさいかきょうかいせっち かくいん いけんこうかんかい かいさい 国際化協会設置)の各委員と意見交換会を開催
	2006. 1.21(土) けんみん かながわ県民セ ンター (予備会議)	ていげんこっしあん 提言骨子案について きょういくぶんかぶかいおよ せいかつしゃかいぶかい ていげんこっしあん きょうぎ ・教育文化部会及び生活社会部会の提言骨子案について協議 オープン会議について しんこうおよ やくわりぶんたんとう きょうぎ ・進行及び役割分担等について協議 あーすフェスタかながわ2006(6/3、4開催予定)について
11	2006. 2. 4(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	ぜんたいきょうぎ 全体協議 よびかいぎ じっし がいようほうこく ・予備会議(1/21実施)の概要報告 ぶかいべつきょうぎ 部会別協議 きょういくぶんかぶかい 教育文化部会 ていげんこっしあん きょうぎ ・提言骨子案について協議 せいかつしゃかいぶかい 生活社会部会 ていげんこっしあん きょうぎ ・提言骨子案について協議 ぜんたいきょうぎ 全体協議 ・オープン会議の開催準備について ・予備会議の開催について ・あーすフェスタかながわ2006における会議の関わり方について
	2006. 3. 4(土) よこはまきょうそうかい 横浜華僑総会 (予備会議)	ぶかいべつきょうぎ 部会別協議 かいぎ ほうこく ていげんそあん きょうぎ かくてい ・オープン会議で報告する提言素案について協議・確定 きょういくぶんかぶかい 教育文化部会 ていげんそあん ・提言素案について せいかつしゃかいぶかい 生活社会部会 ていげんそあん ・提言素案について ぜんたいきょうぎ 全体協議 ・オープン会議の進行方法及び役割分担について協議・確定

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	きょうぎないよう 協議内容
12	2006. 3.25(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン会議を開催。委員がこれまで協議してきた内容を提言素案として説明し、県民の皆さんから意見を聴取
13	2006. 5.13(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<p>ぜんたいきょうぎ 全体協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープン会議の結果報告 ・最終報告と提言の形式について協議 <p>ぶかいべつぎょうぎ 部会別協議</p> <p>きょういふんかぶかい 教育文化部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープン会議で出された意見の提言素案への反映等について協議 ・提言素案以外に提案されているテーマについて協議 <p>せいかつしゃかいぶかい 生活社会部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープン会議で出された意見の提言素案への反映等について協議 ・提言素案以外に提案されているテーマについて協議 <p>ぜんたいきょうぎ 全体協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会別協議結果報告及び意見交換 ・(財)神奈川県国際交流協会職員から同協会が作成した報告書「多言語生活情報の提供・流通 その2」について情報提供 ・あーすフェスタかながわ2006で開設するブースでの展示内容について協議
14	2006. 6.10(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<p>ぜんたいきょうぎ 全体協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何委員から川崎市外国人市民代表者会議の第6期委員への就任報告 ・第4期の最終報告の構成等について協議・決定 ・教育文化部会及び生活社会部会の提言素案について、オープン会議での意見等を踏まえ、提言素案の内容を再検討 ・あーすフェスタかながわ2006に参加した委員から、ブース展示やフォーラム、ワークショップなどの活動を報告
	2006. 7. 8(土) かながわけん 民センター (予備会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告(案)の作成作業
15	2006. 7.22(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告(案)の内容について協議
16	2006. 9. 9(土) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告の確認・決定

(2) 調査活動

かい 回	ちょうさび 調査日・場所	ちょうさないよう 調査内容
1	2005.11.26(土) (財)横浜市国際交流協会	・(財)横浜市国際交流協会、多文化共生教育ネットワークが ながわ及びソナの会の協働事業として行っている「かながわ 外国人教育相談」の実施団体関係者に、相談内容から見えて くる外国籍県民児童生徒及びその保護者が抱える課題などについて 聴き取りを行った。
2	2005.12.16(金) 横浜市立港 中学校	・文部科学省の委嘱事業「母語を用いた帰国・外国人児童生徒支援 に関する調査研究」(研究主体:横浜市教育委員会、連携 協力団体:(財)横浜市国際交流協会)の研究対象校 の一つである横浜市立港中学校における国際教室を見学する とともに、関係者から当該事業の成果や課題などについて聴き取り を行った。
3	2006. 1.19(木) 横浜市立いちよ う小学校	・外国籍児童が多く在籍する横浜市立いちよう小学校の国際 教室を見学するとともに、関係者から特色ある学校づくりの 取組状況などについて聴き取りを行った。
4	2006. 7. 5(水) ハローワーク 藤沢	・外国人雇用サービスコーナーにおける外国人労働者への就労 支援の取組状況などについて聴き取りを行った。

(3) 広報活動

ニュースレター「ポーターレスかながわ」の発行

かい 回	はっこうづき 発行月	おも 主な内容
1	2005. 5 (No.12)	・第4期会議のスタートについて ・第4期委員の紹介について ・県が開設している外国籍県民相談窓口の案内 ・県ホームページによる多言語生活情報提供について ・かながわ外国人すまいサポートセンターのお知らせ
2	2006. 2 (No.13)	・オープン会議の開催について

イベントへの参加

かい 回	さんか び ばしょ 参加日・場所	おも ないよう 主な内容
1	2005. 5.14(土) ~ 15(日) ちきゅう しみん 地球市民かなが わプラザ	あーすフェスタかながわ2005への参加 ・団体紹介コーナーで本会議をPR ・有志委員が「外国籍県民フォーラム」へ参加 「ワンストップ支援・情報サービスを考える」をテーマに、 駒沢大学の西村裕子教授や大阪経済法科大学アジア太平洋 研究センターの塩原良和客員研究員による米国やオースト ラリアの事例報告やパネルディスカッションを開催
2	2006. 5.20(土) よこはましあおばく 横浜市青葉区 やまうちちく 山内地区センター	・有志委員が「かたつむり会シニアズクラブ」との交流会に参加
3	2006. 6. 3(土) ~ 4(日) ちきゅう しみん 地球市民かなが わプラザ	あーすフェスタかながわ2006への参加 ・団体紹介コーナーで本会議をPR ・有志委員が「外国籍県民フォーラム」へ参加 「あなたは どう使う? やさしい日本語 ~外国人と日本人のより よいコミュニケーションのために~」をテーマに、弘前大学の佐藤 和之教授による基調講演やパネルディスカッションを開催



あーすフェスタかながわ2006の展示ブースの様子

外国籍県民かながわ会議 (第4期) スケジュール表

(2004年11月～2006年10月)

会議日程	1回 11月	2回 12月	3回 2月	4回 3月	5回 4月	6回 5月	7回 7月	8回 8月	9回 11月	10回 12月	11回 2月	12回 3月	13回 5月	14回 6月	15回 7月	16回 9月	報告書提出(10月)
方向付け	ブレインストーミング																
情報収集																	
意見交換																	
調査・イベント																	

☰ ニュースレター 12号

☰ ニュースレター 13号

テーマに関する話し合い

部会設置、課題の協議

フィールドワーク調査、ヒヤリング調査、結果報告

提言素案作成 60%

オープン会議

提言素案修正 80%

提言素案修正、確認

最終報告完成・提出

意見交換会
12月10日

横浜市立
いちよう学校
1月19日

オープン会議
3月25日

ハローワーク藤沢
7月5日

あーすフェスタ
かながわ
5月14, 15日

(財)横浜市
国際交流協会
11月26日

横浜市立港中学校
12月16日

あーすフェスタ
かながわ
6月3, 4日

2004年 → 2005年 → 2006年 →

5 さんこう しりょう 参考資料

・ <small>けんないがいくじんとうろくしゃすうおよ すいい</small> 県内外国人登録者数及び推移 -----	27
・ <small>がいこくせきけんみん かいぎせっちようこう</small> 外国籍県民かながわ会議設置要綱 -----	29
・ <small>がいこくせきけんみん かいぎうんえいようりょう</small> 外国籍県民かながわ会議運営要領 -----	32

がいこくじんとうろくしゃすう すいり たんにい にん
外国人登録者数の推移 (単位: 人)

けんこくさいかしら
(県国際課調べ)

	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
けん 県 ごうけい 合計	47,279 (100.0)	77,351 (163.6)	104,882 (221.8)	123,179 (260.5)	135,104 (285.8)	141,314 (298.9)	149,012 (315.2)	152,273 (322.1)	157,947 (334.1)
ぞうげん 増減	5,615	30,072	27,531	18,297	11,925	6,210	7,698	3,261	5,674
ぞうげん 増減 りつ 率	13.5(%)	63.6(%)	35.6(%)	17.4(%)	9.7(%)	4.6(%)	5.4(%)	2.2(%)	3.7(%)

()内は1985年を100とした時の指数。増減数及び増減率は、1985～2000年は5年ごとの数値

がいこくじんとうろくしゃ こくせきすう すいり たんにい くに
外国人登録者の国籍数の推移 (単位: 国)

	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
けん 県 ごうけい 合計	100 (100.0)	119 (119.0)	153 (153.0)	154 (154.0)	154 (154.0)	155 (155.0)	159 (159.0)	162 (162.0)	166 (166.0)
ぞうげん 増減	3	19	34	1	0	1	4	3	4

()内は1985年を100とした時の指数。増減数及び増減率は、1985～2000年は5年ごとの数値

がいこくじんとうろくしゃすう じょうい かこく すいり たんにい にん
外国人登録者数の上位5カ国の推移 (単位: 人)

	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
1位	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮	ちゅうごく 中国	ちゅうごく 中国	ちゅうごく 中国
人数	30,337	33,443	32,960	33,453	34,421	34,490	37,075	38,198	40,711
構成比	64.2(%)	43.2(%)	31.4(%)	27.2(%)	25.5(%)	24.4(%)	24.9(%)	25.1(%)	25.8(%)
2位	ちゅうごく 中国	ちゅうごく 中国	ちゅうごく 中国	ちゅうごく 中国	ちゅうごく 中国	ちゅうごく 中国	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮
人数	7,230	13,806	20,175	27,389	31,186	34,071	34,316	34,092	34,205
構成比	15.3(%)	17.8(%)	19.2(%)	22.2(%)	23.1(%)	24.1(%)	23.0(%)	22.4(%)	21.7(%)
3位	べいこく 米国	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン
人数	2,943	8,143	14,471	12,565	13,888	14,670	16,490	17,657	17,643
構成比	6.2(%)	10.5(%)	13.8(%)	10.2(%)	10.3(%)	10.4(%)	11.1(%)	11.6(%)	11.2(%)
4位	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル
人数	968	4,040	7,648	12,040	13,608	14,091	14,203	14,217	14,630
構成比	2.0(%)	5.2(%)	7.3(%)	9.8(%)	10.1(%)	10.0(%)	9.5(%)	9.3(%)	9.3(%)
5位	えいこく 英国	べいこく 米国	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー
人数	710	4,035	6,110	6,920	7,533	7,850	8,218	8,419	8,842
構成比	1.5(%)	5.2(%)	5.8(%)	5.6(%)	5.6(%)	5.6(%)	5.5(%)	5.5(%)	5.6(%)

各年のデータは、いずれも12月31日時点のものである。

けんないがいこくじんとうろくしゃすう ねん がつ にちげんざい
 県内外国人登録者数(2005年12月31日現在)

こくせきすう 国籍数 166 かくこく ヶ国

	全国籍 合計	中国	韓国・ 朝鮮	フィリピン	ブラジル	ハル-	ペいこく 米国	ハトナム	タイ	インド	えいこく 英国	インドネシア	カンボジア	ラオス	その他 153ヶ国
県合計	157,947	40,711	34,205	17,643	14,630	8,842	5,583	4,168	4,144	2,423	2,144	1,559	1,485	1,440	18,970
横浜市	69,563	24,101	15,851	6,882	3,942	1,783	2,776	1,350	1,357	973	1,188	598	395	116	8,251
鶴見区	8,279	1,857	1,889	931	1,568	551	132	46	100	131	50	59	0	7	958
神奈川区	4,126	1,626	1,182	360	83	38	131	29	67	49	52	55	21	1	432
西区	2,522	1,169	672	220	25	45	57	4	40	22	33	21	2	1	211
中区	14,432	6,239	2,869	1,121	116	53	1,055	34	251	285	557	57	26	1	1,768
南区	6,699	2,476	2,095	942	65	74	99	19	227	50	63	49	5	4	531
港南区	2,091	666	560	269	147	26	73	42	56	22	17	27	0	2	184
保土ヶ谷区	3,378	1,524	840	346	22	9	76	30	70	20	24	51	13	13	340
旭区	2,108	775	498	254	22	30	69	44	57	9	28	26	75	6	215
磯子区	3,190	1,138	687	271	418	190	109	6	45	36	33	16	6	1	234
金沢区	2,685	673	496	187	327	438	113	52	54	18	30	26	2	0	269
港北区	4,644	1,136	1,182	443	197	57	258	40	100	114	103	62	2	1	949
緑区	2,221	830	356	340	247	43	52	14	34	21	17	24	3	9	231
青葉区	3,413	1,019	813	229	53	39	244	16	70	39	91	58	2	3	737
都筑区	2,332	395	522	250	243	34	101	34	48	59	25	13	1	1	606
戸塚区	2,900	1,092	517	308	301	64	93	96	47	70	26	21	10	9	246
栄区	953	258	245	93	41	14	52	89	21	10	19	3	7	1	100
泉区	2,264	804	209	150	33	41	40	591	34	11	9	11	149	42	140
瀬谷区	1,326	424	219	168	34	37	22	164	36	7	11	19	71	14	100
川崎市	27,619	7,188	9,144	3,431	1,363	628	769	308	526	780	344	256	23	16	2,843
横須賀市	4,860	640	1,080	1,131	433	416	436	45	101	13	35	91	6	1	432
平塚市	4,938	537	499	726	1,332	254	59	149	127	18	21	59	232	207	718
鎌倉市	1,185	177	371	63	25	11	162	8	23	10	63	24	0	2	246
藤沢市	5,979	768	911	416	1,088	830	188	296	146	50	108	162	30	26	960
小田原市	1,820	424	392	319	284	33	52	28	40	4	38	27	0	3	176
茅ヶ崎市	1,485	249	347	242	130	56	92	24	34	11	54	19	9	0	218
逗子市	386	46	124	41	4	0	67	5	10	1	20	1	1	0	66
相模原市	9,578	2,479	1,893	1,493	561	318	277	171	310	206	88	123	275	130	1,254
三浦市	173	24	49	51	1	2	20	3	3	0	0	0	0	0	20
秦野市	3,578	576	231	158	1,006	420	50	277	58	5	19	38	71	154	515
厚木市	5,218	740	514	480	656	973	74	490	161	123	23	21	90	250	623
大和市	6,530	1,003	1,087	837	415	1,352	132	386	256	75	16	28	182	160	601
伊勢原市	1,433	265	185	138	244	84	38	163	34	27	17	3	12	12	211
海老名市	2,042	294	337	152	231	178	65	104	188	50	38	7	7	52	339
座間市	2,778	451	404	364	265	183	130	98	139	31	27	20	15	40	611
南足柄市	333	81	62	28	99	7	5	3	4	0	1	2	1	0	40
綾瀬市	3,020	184	233	159	1,021	196	44	163	429	20	1	20	67	246	237
葉山町	255	20	43	18	1	1	68	0	4	3	21	7	0	1	68
寒川町	687	35	69	71	175	87	10	52	37	3	1	17	1	1	128
大磯町	138	22	33	26	3	1	16	0	12	0	4	1	0	1	19
二宮町	171	22	17	22	57	3	10	0	3	1	2	1	3	1	29
中井町	110	5	9	7	44	36	0	0	1	0	0	0	0	0	8
大井町	76	27	13	12	13	3	2	1	3	0	1	1	0	0	0
松田町	64	13	15	8	5	1	1	0	5	0	0	1	0	0	15
山北町	37	8	8	13	1	0	2	0	3	0	1	0	0	0	1
開成町	150	37	17	24	50	10	1	1	3	0	0	1	0	0	6
箱根町	150	25	21	13	55	3	5	1	1	2	3	8	0	1	12
真鶴町	61	34	14	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
湯河原町	338	35	105	94	8	63	4	1	3	0	0	1	0	0	24
愛川町	2,585	131	42	121	915	891	4	33	102	8	1	19	64	14	240
清川村	24	2	2	4	13	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
城山町	151	27	36	43	11	4	1	3	4	5	3	0	0	1	13
津久井町	297	26	36	34	133	12	11	4	6	4	1	3	1	5	21
相模湖町	49	3	8	8	5	0	2	1	10	0	4	0	0	0	8
藤野町	86	12	3	6	39	2	9	0	0	0	1	0	0	0	14

が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ せ っ ち よ う こ う

外国籍県民かながわ会議設置要綱

せ っ ち も く て き

(設置目的)

だ い じ ょ う が い こ く せ き け ん み ん け ん せ い さ ん か す い し ん が い こ く せ き け ん み ん み ず か か ん し ょ も ん だ い け ん と う

第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する

ば か く ぼ い ち い き し ゃ か い さ ん か く す す も く て き

場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的と

が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ い か が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ せ っ ち

して、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

し ょ し ょ う じ む

(所掌事務)

だ い じ ょ う が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ が い こ く せ き け ん み ん た ち ば つ ぎ か か じ こ う き ょ う

第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協

ぎ お こ な ち じ て い げ ん お こ な が い こ く か ん じ こ う き ょ う ぎ お よ て い

議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する事項は、協議及び提

げ ん た い し ょ う

言の対象としない。

- が い こ く せ き け ん み ん か か し さ く か ん
- (1) 外国籍県民に係る施策に関すること。
- が い こ く せ き け ん み ん し て ん い ち い き か ん
- (2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- た ぜ ん じ ょ う も く て き た つ せ い ひ つ よ う み と め じ こ う
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

こ う せ い と う

(構成等)

だ い じ ょ う が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ つ ぎ が い と う も の な か ち じ い し ょ く い い ん

第3条 外国籍県民会議は、次のいずれにも該当する者の中から、知事が委嘱する委員

に ん い ない こ う せ い

20人以内で構成する。

- ね ん れ い ま ん さ い い じ ょ う も の
- (1) 年齢満18歳以上である者。
- が い こ く じ ん と う ろ く ほう し ょ う わ ね ん ほう り つ だ い ご う き て い が い こ く じ ん と う ろ く
- (2) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録をしている
- も の か な が わ け ん ない ひ つ づ ね ん い じ ょ う じ ゅ う し ょ ゆ う も の ま た か な が わ け ん ない ひ つ づ
- 者で、神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続
- ね ん い じ ょ う き ん む も ざ い が く も の な ん み ん に ほ ん こ く せ き し ゅ と く
- き1年以上勤務若しくは在学している者。ただし、難民については、日本国籍取得
- し ゃ ふ く
- 者を含むものとする。

- に ん き ち ゅ う か な が わ け ん ない ざ い じ ゅ う ま た ざ い き ん も ざ い が く み こ も の
- (3) 任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。

- い い ん に ん き ね ん ほ け つ い い ん に ん き ぜ ん に ん し ゃ ざ い に ん き か ん
- 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- い い ん き か ぎ さ い に ん
- 3 委員は、1期に限り再任されることができる。

い いん こうぼ せん にん ほうほう べつ さだ
4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

い いん ちょう およ ふう い いん ちょう
(委員長及び副委員長)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ い いん ちょう およ ふう い いん ちょう お い いん ご せん さだ
第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

い いん ちょう がいこくせきけんみんかいぎ だいひょう かいむ そうり
2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。

ふう い いん ちょう い いん ちょう ほ さ い いん ちょう じ こ また い いん ちょう か
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき
しよくむ だいり
は、その職務を代理する。

うんえいとう
(運営等)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ い いん ちょう しょうしゅう
第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

がいこくせきけんみんかいぎ い いん じ しゆてき うんえい おこな
2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。

がいこくせきけんみんかいぎ げんそく こうかい がいこくせきけんみんかいぎ けつてい
3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により
かいぎ ぜんぶ また いちぶ ひ こうかい
、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

い いん ちょう ねんかん にんきちゅう きょうぎ ち じ ほうこくおよ ていげん おこな
4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

い いん せきむ
(委員の責務)

だい じょう い いん か な がわけんない ざいじゅうまた ざいきんも ざいがく がいこくせきけんみん
第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のた
しよくむ すいこう
めに職務を遂行する。

い いん とくてい くに みんぞく り えき だいひょう
2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。

い いん しよくむじょうし え ひ みつ も しよく しりぞ あと どうよう
3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

すいしんたいせい
(推進体制)

だい じょう ち じ だい じょうだい こう き てい ほうこくおよ ていげん う こうひょう
第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表
する。

ち じ およ た しっこうき かん がいこくせきけんみんかいぎ うんえい かん きょうりよく つと
2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めると
がいこくせきけんみんかいぎ ほうこくおよ ていげん かぎ そんちょう
ともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。

がいこくせきけんみんかいぎ きょうぎ ひつよう みと かんけいしゃ しりょう ていしゅつ
3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を
もと また かんけいしゃ しゅっせき もと せつめいも い けん き ち じ およ
求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及
た しっこうき かん か のう かぎ がいこくせきけんみんかいぎ ようせい たいあう
びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。

ち じ およ た しっこうき かん がいこくせきけんみんかいぎ うんえいなら ほうこくおよ ていげん し
4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施
さくか しちょうそん きょうりよく もと れんけい つと
策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

しよむ
(庶務)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ しよむ けんみんぶ こくさいか しより
第 8 条 外国籍県民会議の庶務は、県民部国際課において処理する。

ほ そく
(補則)

だい じょう ようこう さだ がいこくせきけんみんかいぎ うんえい ひつよう じ こう べつ
第 9 条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な事項は別
さだ
に定める。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち し こう
この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち し こう
この要綱は、平成 1 1 年 6 月 1 日から施行する。

外国籍県民かながわ会議運営要領

し ゅ し

(趣旨)

第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づき、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

か い さ い と う

(開催等)

第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

2 外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

し よ う げ ん ご

(使用言語)

第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行することができる。

ぼ う ち ょ う

(傍聴)

第4条 外国籍県民会議を傍聴しようとする者は、外国籍県民会議当日に、住所及び氏名を傍聴者名簿に記入するものとする。

2 傍聴人が外国籍県民会議を妨害するときは、委員長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

ぶ かい

(部会)

第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。

3 部長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

けんない とう れんけい
(県内 N G O 等との連携)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ うんえい ひつよう おう いっぱん けんみんおよ い いんい がい
第 6 条 外国籍県民会議の運営にあたっては、必要に応じて一般の県民及び委員以外の
がいこくせきけんみん さんか こうちょうかい かいさい はばひろ い けん しゅうやく つと
外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努める。

がいこくせきけんみんかいぎ うんえい べつ さだ こくさいきょうりょくかいぎ
2 外国籍県民会議の運営にあたっては、別に定める N G O かながわ国際協力会議、か
こくさいせいさくすいしんこんわかいとう きょうりょく れんけい はか
ながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

かいしょく もうしで
(解嘱の申出)

だい じょう いいんちよう い いん つぎ かくごう がいとう ち じ い いん かいしょく
第 7 条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解嘱を
もう で
申し出ることができる。

- じ こ つ ごう じしょく い し ひょうめい
(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。
- しんしん こしょう た じ ゆう しょくむ すいこう た みと
(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- てんきよ てんきんとう がいこくせきけんみん かいぎ せっち ようこうだい じょうだい こうだい ごう よう
(3) 転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第 3 条第 1 項第 2 号の要
けん がいとう
件に該当しなくなったとき。
- しょくむじょう ぎ む い はん
(4) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで
(補充の申出)

だい じょう い いん けつていん しょう ばあい いいんちよう がいこくせきけんみんかいぎ はか ほじゅう ち じ
第 8 条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その補充を知事
もう で
に申し出ることができる。

い にん
(委任)

だい じょう ようりょう さだ ひつよう じ こう いいんちよう がいこくせきけんみんかいぎ はか
第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って
さだ
定める。

ふ そく
附 則

- ようりょう へいせい ねん がつ にち し こう
1 この要領は、平成 1 0 年 1 1 月 2 1 日から施行する。
- へいせい ねんど がいこくせきけんみんかいぎ かいさい だい じょうだい こうちゅう かいいてど
2 平成 1 0 年度の外国籍県民会議の開催については、第 2 条第 1 項中「 8 回程度」と
かいいてど
あるのは、「 4 回程度」とする。

	氏名	国籍等	備考
	仁井 テリー	米国	委員長 ニュースレター翻訳担当
きょう 教 育 ぶん 文 か 化 ぶ 部 かい 会	任 群	中国	意見交換会担当 ニュースレター翻訳担当
	葉 鳳英	中国	副委員長 ニュースレター翻訳担当
	劉 樵	中国	副部長 川崎市外国人市民代表者会議担当 ニュースレター翻訳担当
	石塚 ヨージン(金 餘珍)	韓国・朝鮮	オープン会議担当
	朴 在和	韓国・朝鮮	部長 ニュースレター翻訳担当
	内野 ナンティヤー	タイ	オープン会議担当 ニュースレター翻訳担当
	張 弛	英国	あーすフェスタかながわ担当
	西村 明	カンボジア	意見交換会担当 ニュースレター翻訳担当
せい 生 かつ 活 しゃ 社 かい 会 ぶ 部 かい 会	王 文瑾	中国	ニュースレター翻訳担当
	何 雪峰	中国	副部長 川崎市外国人市民代表者会議担当 ニュースレター翻訳担当
	張 涛	中国	オープン会議担当 ニュースレター翻訳担当
	曹 壽隆	韓国・朝鮮	副委員長
	李 愛浩	韓国・朝鮮	あーすフェスタかながわ担当
	牟田 セルソ 和則	ブラジル	ニュースレター翻訳担当
	宇野 孝 (LE HIEN)	ベトナム	部長 ニュースレター翻訳担当
	ピンマチャン ビルン	ラオス	
	シム コン モー	マレーシア	副部長 意見交換会実行委員長 川崎市外国人市民代表者会議担当
	カレン マイヤ	ドイツ	意見交換会担当 ニュースレター翻訳担当

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第4期）最終報告

かながわ
コスモポリタン神奈川
- ともに創る、ともに暮らす -

へいせい ねん がつ
2006（平成18）年10月

がいこくせきけんみん かいぎじむきょく かながわけんけんみんぶこくさいが
～ 外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県県民部国際課～

かながわけんよこはましなかくにほんおおどり
〒231 - 8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

でんわ
電話：045 - 210 - 3748

FAX：045 - 212 - 2753

E-mail：kokusai@pref.kanagawa.jp

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/>